

# 知っておきたい健康保険の給付内容について

全国健康保険協会 兵庫支部  
業務改革・サービス推進グループ

- （１） イントロダクション～健康保険制度の目的と日本の皆保険制度について～ …… 3 P**
- （２） 健康保険の各種給付の概要について …… 10 P**
- （３） 退職後の公的医療保険について …… 37 P**
- （４） 協会けんぽからのお知らせ …… 43 P**

# 1. イントロダクション～健康保険制度の目的と日本の皆保険制度について～

- 生老病死（生まれること、老いること、病気になること、亡くなることは、誰しも避けて通ることはできない）

## もしも社会保障がなかったら・・・？

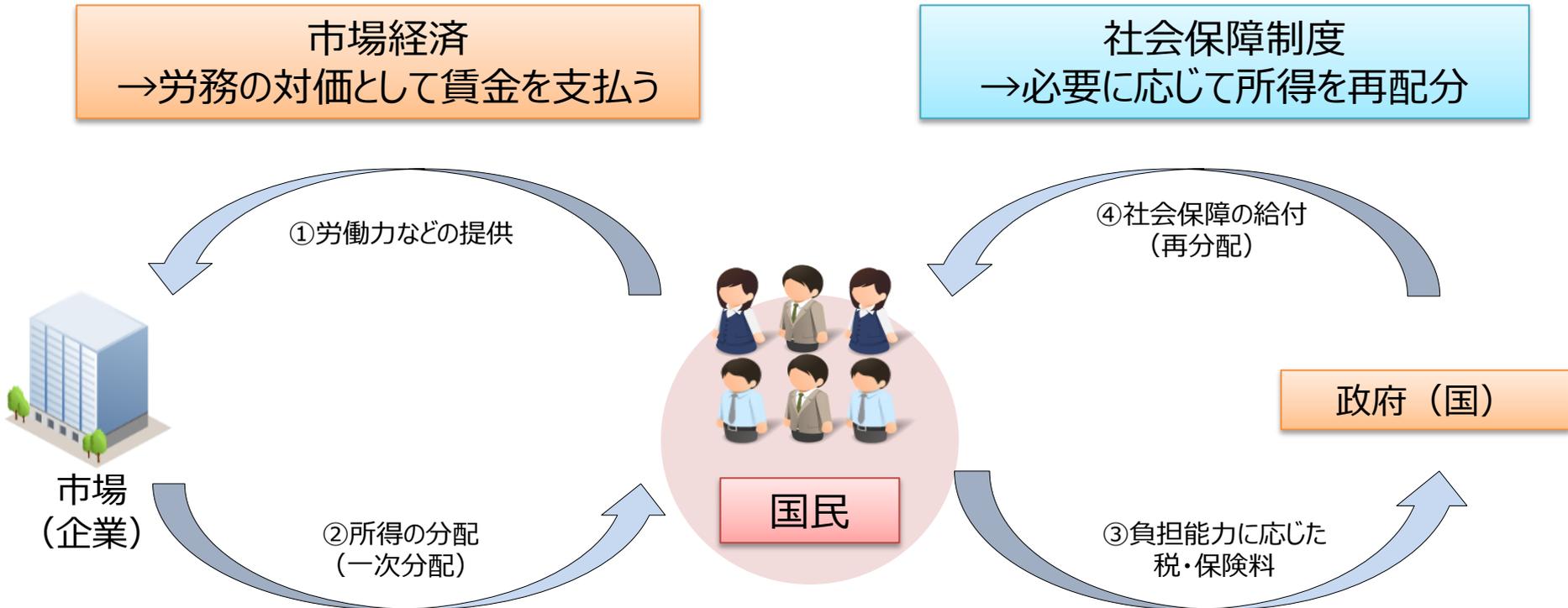
- 誰も病気や介護状態になることを望みはしないが、仮にそうなってしまった場合のリスクは全て自己責任に。。。
- 収入や資産が十分にある人にとっては大きな問題にならないが、経済的に困窮している場合は誰も助けてくれない。。。



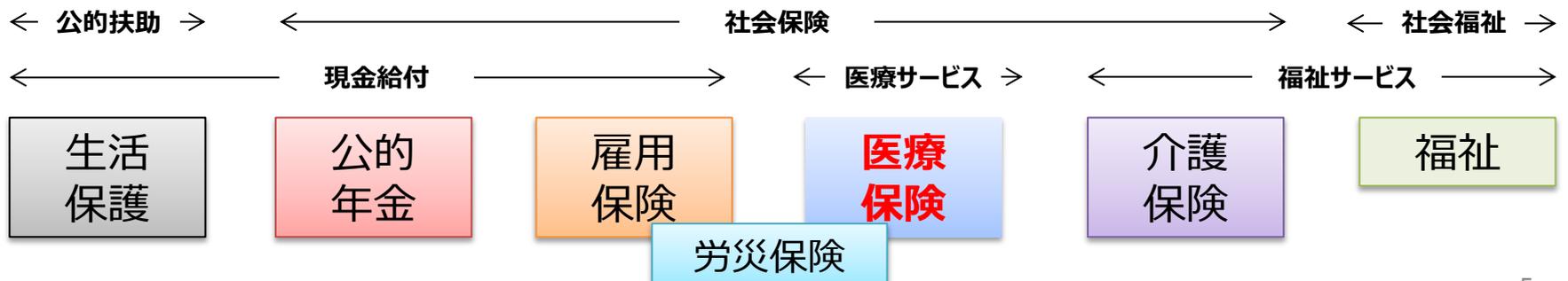
そうした社会は決して公平とは言えず、個人の持てる力が十分に発揮できない・・・

- **広く多くの人からお金を集めてリスクに備える基盤を作る**  
⇒ 誰も将来的なリスクがある中で、「今は」健康な人や収入が十分にある方から多く負担いただく。
- **いざリスクが顕在化した時は、その基盤からお金を支出**  
⇒ 助け合いの制度（相互扶助）。皆が自分だけよければよいと思っては成り立たない。

# 社会保障制度の目的



## 現代の日本の社会保障制度の体系



日本では、1961年（昭和36年）に国民皆年金と同時に国民皆保険体制が確立。

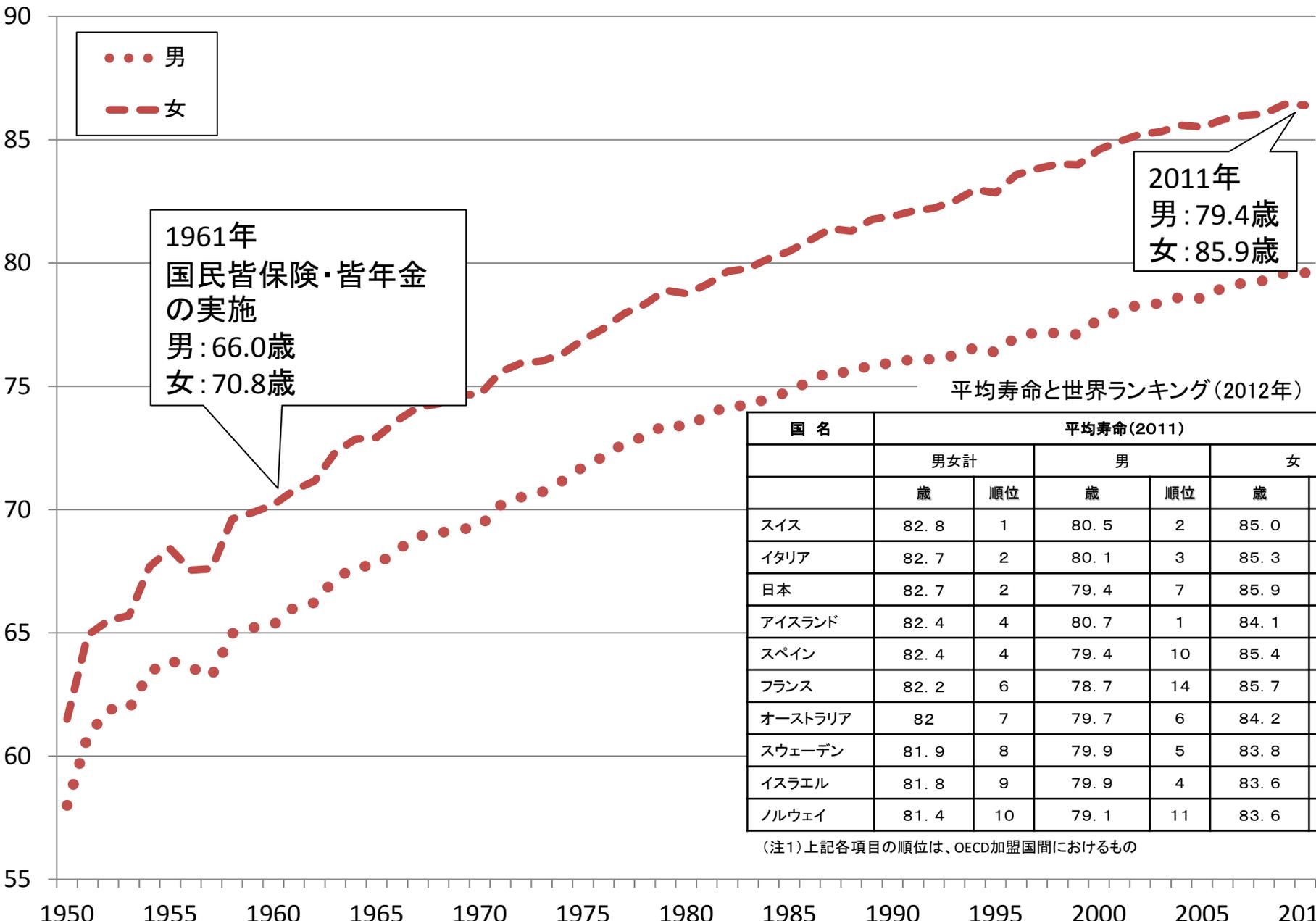
## 日本の国民皆保険制度の特徴

- 国民全員を公的医療保険で保障（すべての国民がいずれかの公的医療保険に加入）
- 保険証一枚あれば、だれでも・いつでも・どこでも必要な医療を個人が選択した医療機関で受けられる（フリーアクセス）
- 安価な医療費で高度な医療（医療費、薬剤費は公定価格で全国一律）
- 社会保険方式を基本としつつ、財政基盤の弱い保険者（市町村国保や協会けんぽ）には公費を投入



**これにより、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現**

# 平均寿命の推移



1961年  
国民皆保険・皆年金  
の実施  
男：66.0歳  
女：70.8歳

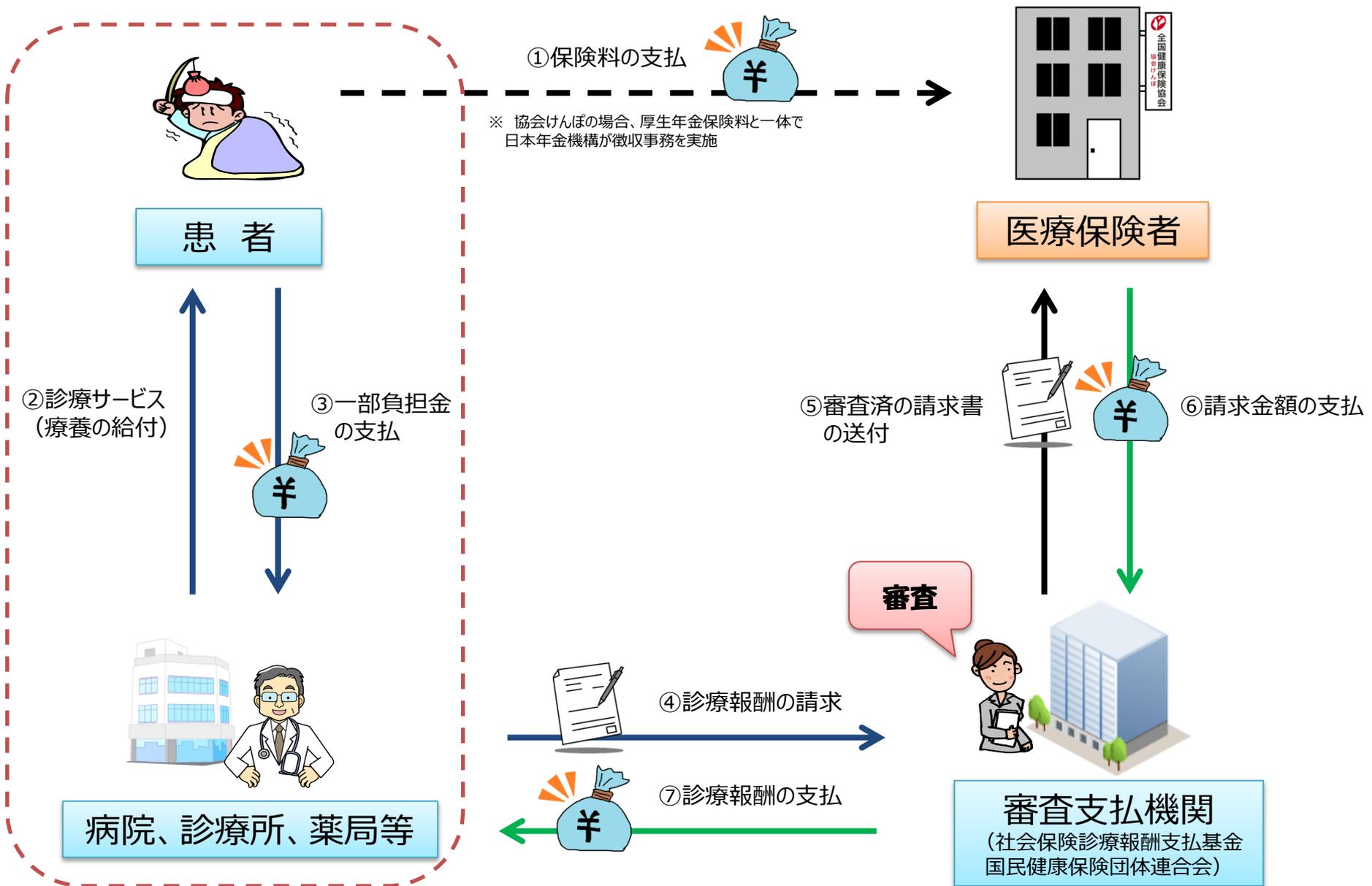
2011年  
男：79.4歳  
女：85.9歳

平均寿命と世界ランキング(2012年)

国名	平均寿命(2011)					
	男女計		男		女	
	歳	順位	歳	順位	歳	順位
スイス	82.8	1	80.5	2	85.0	5
イタリア	82.7	2	80.1	3	85.3	4
日本	82.7	2	79.4	7	85.9	1
アイスランド	82.4	4	80.7	1	84.1	8
スペイン	82.4	4	79.4	10	85.4	3
フランス	82.2	6	78.7	14	85.7	2
オーストラリア	82	7	79.7	6	84.2	7
スウェーデン	81.9	8	79.9	5	83.8	12
イスラエル	81.8	9	79.9	4	83.6	13
ノルウェイ	81.4	10	79.1	11	83.6	15

(注1) 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの

# 日本の医療保険制度における医療サービスの提供の仕組み

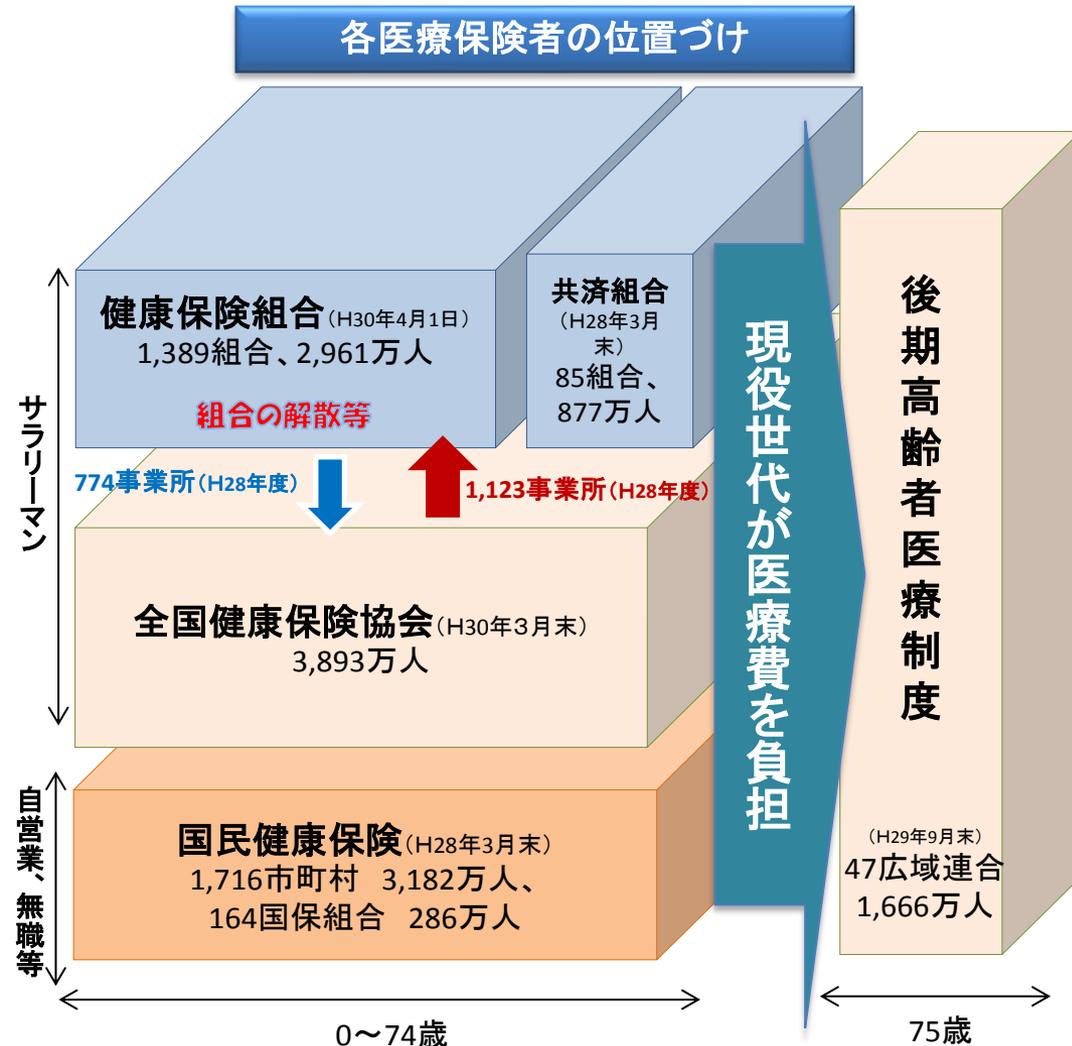


普段みなさんが診療を受ける際に関与する部分

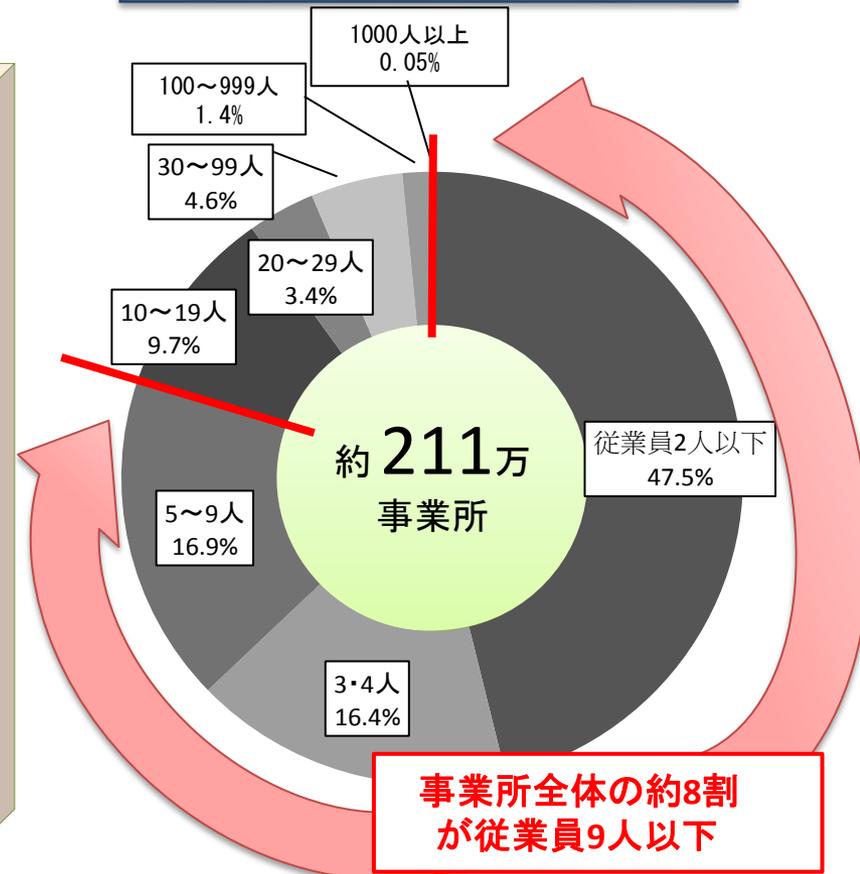
# 日本の国民皆保険制度の体系と協会けんぽの事業所規模別構成

- 日本の公的医療保険制度は被用者保険と地域保険に大別される。
- 協会けんぽは全国で211万事業所、3,893万人（国民の3.3人に1人）が加入する日本最大の保険者。中小・小規模企業が多く、事業所全体の約8割が従業員9人以下。

## 各医療保険者の位置づけ



## 協会の事業所規模別構成 (30年3月末)



## **2. 健康保険の各種給付の概要について**

## **2-1. 保険証、適用関係**

# 一部負担金と保険証について

- 健康保険に加入すると健康保険被保険者証（保険証）が個人ごとに交付されます。病気やケガをしたときは、保険医療機関に保険証を提示し、以下の負担割合に応じて一部負担金を支払うことで、必要な医療を受けることができます。
- 70歳以上の方は負担割合が3区分に分かれるため、負担割合を示す高齢受給者証の提示も必要になります。

## 【一部負担金の割合】

義務教育就学前		<b>2割負担</b>	
義務教育就学後～70歳未満		<b>3割負担</b>	
70歳以上75歳未満	一般	昭和19年4月1日以前生まれ	<b>1割負担</b>
		昭和19年4月2日以降生まれ	<b>2割負担</b>
	現役並み所得者		<b>3割負担</b>

**現役並み所得者とは**標準報酬月額28万円以上の被保険者と被扶養者になります。

ただし、高齢受給者の被保険者と被扶養者の年収合計額が520万円未満（高齢受給者である被扶養者がいない場合は383万円未満）のときは、申請により一般区分になります。

## 【保険証のイメージ】



## 【健康保険で受けられない診療】

日常生活に何ら支障がないのに受ける診療（美容整形等）に健康保険は使えません。妊娠も病気とはみなされないため、正常な状態での妊娠・出産は健康保険の適用から除外されています。また、業務災害や通勤途上による病気やケガについては、労災保険の適用となります。

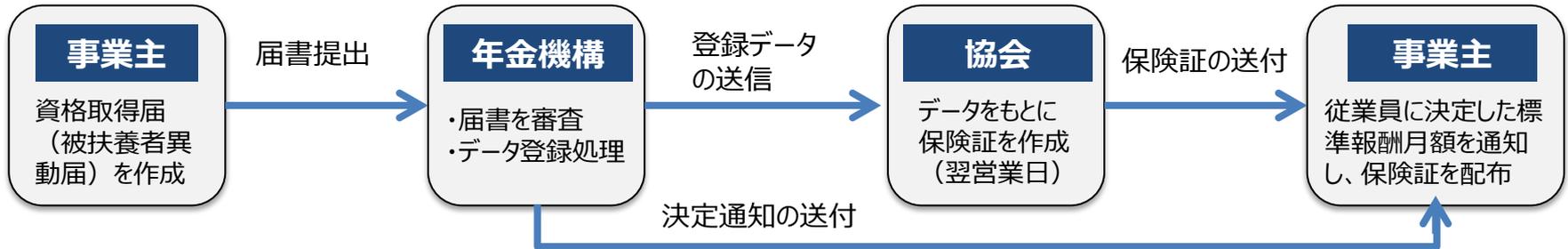
- ・美容整形
- ・近視の手術
- ・予防接種
- ・健康診断
- ・正常な妊娠、出産
- ・業務災害、通勤災害 など

※平成27年6月以降に交付している保険証には郵送や回収時に使用する二次元コードが付記されています（券面に印字している項目以外のデータは含みません）。

# 保険証に関する具体的な事務手続①

## 資格取得時の手続き

- ・事業主は従業員を新規に雇い入れた日から**5日以内**に「健康保険・厚生年金保険資格取得届」を日本年金機構兵庫事務センターに提出します。このとき被扶養者に該当する方がいる場合、あわせて「健康保険被扶養者異動届/国民年金第3号被保険者関係届」を提出します。
- ・届書の審査が終われば、日本年金機構から「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」が、協会けんぽから保険証がそれぞれ事業主宛てに送付されます。資格取得時に70歳以上の方については高齢受給者証も同時に交付されます。



### ◀補足▶

- ・資格取得のデータは年金機構のデータ登録処理日 (N日) の翌営業日 (N+1日) に協会けんぽに伝送され、保険証の発送は翌々営業日 (N+2日) になります。
- ・資格取得届と異動届を同時に提出された場合であっても、年金機構の処理日がそれぞれ異なる場合、保険証は別送付となります。

## 資格喪失時の手続き

- ・事業主は従業員が退職するなど、社会保険の資格喪失事由に該当した際は、5日以内に「健康保険・厚生年金保険資格喪失届」に保険証を添えて日本年金機構兵庫事務センターに提出します。※70歳に達したことにより、厚生年金保険の資格のみ喪失する場合は、保険証の添付は不要です。
- ・従業員が遠方に勤務している等、やむを得ない理由で保険証が添付できない場合、同時に「被保険者証回収不能届」を必ず提出してください。

### ◀補足▶

- ・退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失日になります。具体的には、「3月31日」退職の場合、資格喪失年月日は「4月1日」になります。
- ・社会保険料は資格喪失日の前月まで負担しますので、上記のケースでは3月分の保険料を労使で負担します。

## 保険証に関する具体的な事務手続②

### 被扶養者の手続き

- ・被保険者は婚姻や子の出生などにより被扶養者の異動があった際は、事実発生日から5日以内に「健康保険被扶養者（異動）届」を事業主を通じて日本年金機構兵庫事務センターに提出します。被扶養者に該当しなくなった際の届出は当該対象者の保険証の添付が必要です。
- ・20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は同時に国民年金の第3号被保険者となります。
- ・保険証の交付までの流れについては、被保険者と同様です。

#### ＜＜補足＞＞

- ・被扶養者の追加の届出時における添付書類等について、昨年10月から取扱いが一部変更になっております（詳しくは16Pをご覧ください）。

### 再交付の手続き

- ・被保険者は保険証を紛失した時や印字が見えにくくなった場合は、事業主を通じて「健康保険 被保険者証再交付申請書」を協会けんぽに提出します。
- ・新たな保険証は申請書の受付から2営業日後に協会から事業主へ送付します。

#### ＜＜補足＞＞

- ・保険証の再交付の申請手続きは日本年金機構でなく、協会けんぽに行います。
- ・再交付対象者の記入漏れ、事業主欄の記入・押印漏れで書類を返戻するケースがありますので、提出前にご確認ください。
- ・保険証にはクレジットカードのように利用を停止する機能はありません。紛失や盗難等の場合は最寄りの警察署にも届出してください。

# 健康保険の被扶養者の条件（ご参考）

- 健康保険では、一定の条件を満たすとその家族も被扶養者として加入することができます。被扶養者として認定を受ければ、保険料の負担なく保険給付を受けることができます。

## 被扶養者の範囲

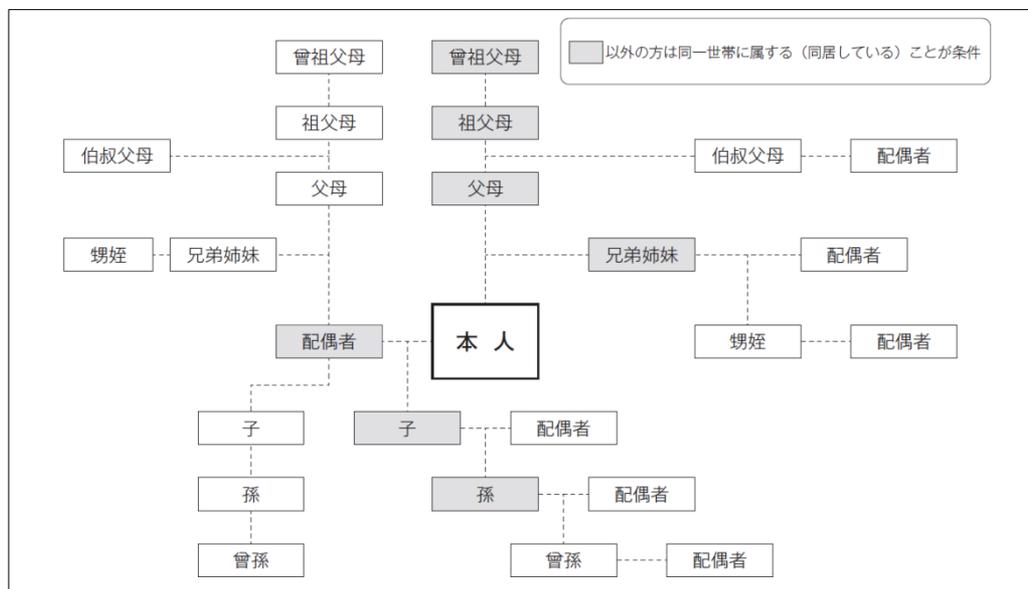
- ① 主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方
- ② 三親等以内の親族（直系の尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外は同居が条件）

## 収入の条件

- ① 年間収入が130万未満であること（60歳以上の方または障害厚生年金を受けられる程度の障がいをお持ちの方は180万円未満）
  - ② 年間収入が被保険者の年間収入の1/2であること
- ※ 別居の場合は、①、②に加え、収入が被保険者からの仕送り額より少ないことが必要

## 《ポイント》

- ・年間収入とは、**過去における収入のことではなく**、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の**見込み収入額**のことをいいます。
- ・収入にはパート収入等の給与収入のほか、雇用保険の失業等給付、公的年金、傷病手当金も含まれます。一方で不動産売却に伴う一時的な収入など、恒常的に受けられないものは収入の範囲に含まれません。



# 扶養認定時の添付書類について（ご参考）

## 【平成30年9月号 日本年金機構からのお知らせ】より引用

- 平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いが変更になりました。
- 厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申し立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付をお願いするものです。なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。
- 扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため次の一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3を添付してください。
- 詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄（抄）本 ・住民票※1 （提出日から90日以内に発行されたものを提出してください）	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載されていること
2	年間収入が「130万円未満※2」であることが確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 ・振込の場合：預金通帳等の写し ・送金の場合：現金書留の控え（写し）		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です（収入には公的年金も含まれます）。

・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がいをお持ちの方

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等の非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認できる通知書等のコピーの添付が必要です。

\* 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で行うため、原則書類の添付は不要ですが、確認できない場合は、別途住民票の提出を求められることがあります。

# 保険証に関するよくあるご質問

Q 1 : 入社直後で保険証が手元にない従業員が医療機関を受診する場合、どのように案内すればよいか

**A1 : 年金事務所で保険証の代わりとなる資格証明書を交付しています**

医療機関へ受診する予定が事前に分かっている場合は、資格取得届（異動届）の提出と同時に「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を年金事務所もしくは兵庫事務センターへ提出してください。保険証の代わりに使用できる「健康保険被保険者資格証明書」が交付されます。

保険証や資格証明書の交付が間に合わず、全額実費でご負担いただいた場合は、後日協会けんぽに申請することで、保険負担分を払い戻します。

Q 2 : 保険証の交付を急いでいるので窓口に取りに行きたい

**A2 : 協会けんぽでは窓口で保険証の交付は行っておりません**

全国健康保険協会では事務の効率化や事務処理の迅速化を図る観点から、保険証の作成・発送業務は全国分を一か所に集約して実施しております。そのため、各支部で保険証の作成・交付は行っておりません。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

Q 3 : 従業員から、「保険証を紛失してしまったが、悪用されないか心配だ」と相談を受けている

**A3 : ただちに最寄りの警察署に相談、届出を行うよう案内してください。**

万が一、紛失した保険証が悪用され、借入等に使用されたとしても、従業員と金融機関の間に契約が締結された訳ではないので、支払いに応じる必要はありません。身に覚えのない請求があった際は、最寄りの警察署や国民生活センター（<http://www.kokusen.go.jp/>）に相談するよう案内してください。

また、身分証の紛失や盗難にあったこと等の情報を個人信用情報機関に登録することで、当該機関の加盟会社が与信審査をより慎重に行うことができる制度もあります（登録には手数料がかかります）。

Q4：新たに従業員を採用したため、その者の資格取得届と家族の異動届を同日に年金事務所へ提出した。後日、被保険者のみの保険証が届いたが、家族の保険証はいつ届くのか。

**A4：同日に複数名の申請をいただいても保険証の交付日は異なることがあります**

被扶養者に関しては健康保険における被扶養者の条件を満たしているか日本年金機構で審査を行いますので、同時に提出いただいても、被保険者の処理よりも時間がかかるケースがあります。なお、保険証の発送については、日本年金機構の処理日が同日の場合は同梱が可能ですが、処理日が1日でも異なれば、別々に送付することになります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

Q5：手続きを何もしていないのに、従業員の氏名変更後の保険証が届いた。

**A5：マイナンバーを活用した情報連携により被保険者の氏名変更・住所変更の手続きは不要になりました**

平成30年3月以降、70歳未満の被保険者で日本年金機構にマイナンバーを届出済みの方については、自治体に氏名変更・住所変更の手続きを行えば、健康保険と厚生年金保険に係る氏名変更、住所変更の手続きは不要になりました。新しい保険証が届きましたら、お手数ですが事業所様において従前の保険証と交換してください（従前の保険証は協会けんぽもしくは年金事務所へ返却ください）。

※ 被扶養者の氏名変更手続きは引き続き必要になるのでご注意ください。

## **2-2. 出産に関連する保険給付**

# 出産に係る社会保険・労働保険の事務手続きについて

従業員の出産に伴う、社会保険の手続きは以下のとおりです。それぞれ手続きの時期や申請先が異なりますので、提出漏れ等がないよう、お気をつけください。本日は赤字の健康保険給付に関するものを中心に解説します。

こんな時	手続き名称	概要	申請先
妊娠嘔吐（悪阻）等により労務不能となったとき	傷病手当金	労務不能となり休業した間の所得補償	協会けんぽ
産休取得により仕事を休んだとき	出産手当金	産前産後休業中の所得補償	協会けんぽ
産休を取得したとき	産前産後休業取得者申出書	産休中の社会保険料免除	年金事務所
出産したとき	出産育児一時金	出産に伴う一時金の支給	協会けんぽ
出産したとき	健康保険被扶養者異動届	生まれた子の保険証の申請	年金事務所
育児休業を取得したとき	育児休業等取得者申出書	育休中の社会保険料免除	年金事務所
育児休業を取得したとき	育児休業給付金支給申請	育児休業中の給付金を支給	ハローワーク (公共職業安定所)

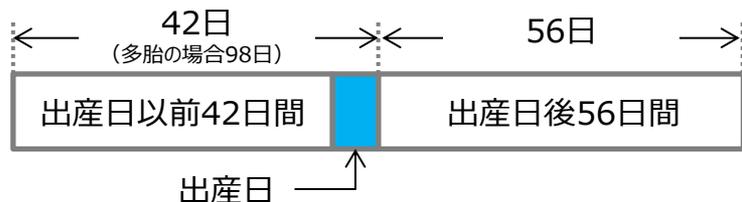
# 出産手当金について（概要）

- 出産手当金は、産前42日（多胎の場合98日）、産後56日の間、事業主から報酬を受けられないときに、支給されるものです。
- 産前42日に入る前の休業は出産手当金の支給対象にはなりません。悪阻等により労務不能となり休業した場合は傷病手当金の支給を受けられる場合があります。

## 申請期間

- ・ 申請期間は産前42日（多胎の場合98日）、産後56日の間の休業して報酬を受けていない期間になります。
- ・ 出産が予定日より遅れた場合は、予定日から実際の出産日までの間も支給対象期間になります。

### ○ 予定日に産出もしくは予定日より早く産出した場合



請求可能期間 = 42日 (98日) + 56日

### ○ 予定日より遅れて産出した場合



請求可能期間 = 42日 (98日) + **N日** + 56日

## 支給額

- 1日あたりの支給金額 = [支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額] ÷ 30 × 2/3
- ただし、支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合、以下の金額のいずれか低い額を使用して計算します。
  - ・ 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均値
  - ・ 支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額  
⇒平成30年度は28万円、平成31年度は30万円になります
- 報酬が一部支給される場合は出産手当金の額が調整されます。

# 出産手当金について（概要）

具体的な支給金額の計算について

1日あたりの金額

$$\left[ \begin{array}{l} \text{支給開始日以前の継続した12か月間の} \\ \text{各月の標準報酬月額を平均した額} \end{array} \right] \div 30 \times 2/3$$

## ◎ 支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合

- ・ 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均値
- ・ 支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額

を比べて少ないほうの額を使用して計算します。

## ◎ 支給開始日以前の期間に12か月の標準報酬月額がある場合



支給開始日以前の12か月（H29.7～H30.6）の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$$(26万円 \times 2か月 + 30万円 \times 10か月) \div 12か月 \div 30日 \times 2/3 = 6,520円 \text{ (1日あたりの支給額)}$$

※ 支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです。

※ 継続した12か月以内に保険者の異動があった場合は、以前に加入していた保険者の期間と報酬月額は支給額の算定に用いられません（ただし、保険者の合併、分割、解散を除く）。



## 出産手当金に関するよくあるご質問

Q1：出産前に退職を予定している従業員がいるが、出産手当金は受給可能か。

**A1：以下の要件をすべて満たす場合、退職後も引き続き出産手当金の支給を受けることができます。**

- ①退職日までに継続した1年以上の被保険者期間があること（※）
- ②退職日に出勤していないこと
- ③出産手当金の請求可能期間中に退職していること

（※）継続した1年に任意継続、国・地方共済組合、国民健康保険、日雇特例被保険者の加入期間は含めません。

Q2：会社の役員でも出産手当金は受給できるか。

**A2：支給要件を満たしていれば、受給可能です。**

Q3：月の途中で退職・再就職した場合、その月は前の会社か今の会社どちらの標準報酬月額を計算に使用するのか。

**A3：今の会社の標準報酬月額を使用します。**

ただし、その月から支給を開始する場合は、支給開始日の標準報酬月額を使用します。なお、支給開始日以前12か月間に転職等により保険証の記号番号が変更になった方は当該加入履歴の分かる所定の用紙を提出する必要があります（ただし、協会けんぽの加入履歴に限ります）。

Q4：死産や早産の場合、出産手当金は受給可能か。

**A4：受給可能です。**

妊娠85日（4か月）以上の分娩であれば、死産・流産・早産・人工妊娠中絶のいずれであるかを問わず、産前・産後休業期間中に労務に服しておらず、報酬を受けていなければ受給することができます。

# 出産育児一時金について（概要）

- 被保険者や被扶養者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。
- 支給額は一児につき42万円（※）となり、多胎出産の場合は胎児数分だけ支給されます。
- （※）産科医療保障制度未加入の分娩機関で出産した場合や在胎週数22週未満の出産の場合は40.4万円

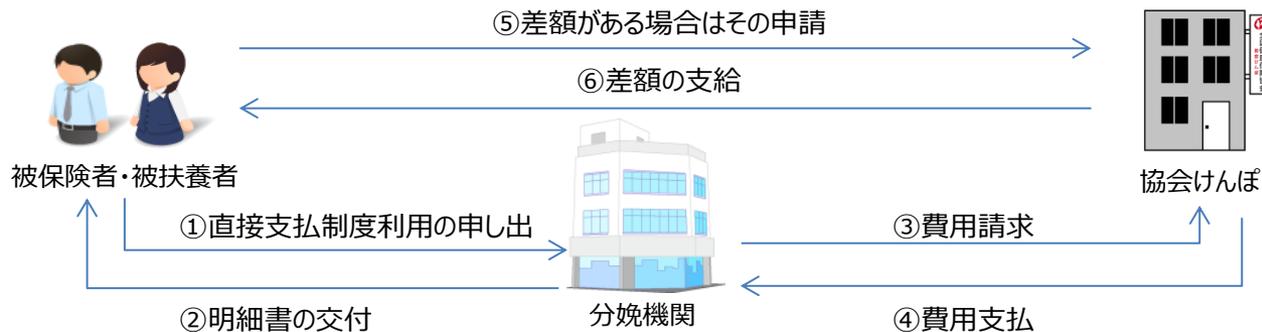
## 「産科医療保障制度について」

- ・（公）日本医療機能評価機構が運営する制度で、分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子様とその家族の経済的負担を保証するとともに、原因分析や再発防止策の策定や提言を行う制度です。出産育児一時金の支給額には本制度の掛け金（1.6万円）相当分が加算されています。

## 申請手続き

- ・ 出産にかかる費用に出産育児一時金を充てていただけるよう、協会けんぽから分娩機関に直接給付金を支払うことができます（直接支払制度）。この制度を利用することで、事前にまとまった額をご用意いただく必要がなくなります。
- ・ また、直接支払制度の利用を希望しない場合は、一旦分娩機関に出産費用を全額お支払い後に、出産育児一時金を協会けんぽに申請することもできます。

## 「直接支払制度のイメージ」



- ※ 出産費用が出産育児一時金を下回り、差額が発生する場合は出産後3か月程度で協会から差額申請の案内をお送りします。
- ※ 分娩機関によっては、直接支払制度が利用できない場合があります。

# 出産育児一時金に関するよくあるご質問

Q1：死産や早産の場合、出産育児一時金は受給可能か。

**A1：受給可能です。**

妊娠85日（4か月）以上の分娩であれば、死産・流産・早産・人工妊娠中絶のいずれであるかを問わず、受給することができます。

Q2：出産前に退職を予定している従業員がいるが、出産育児一時金は受給可能か。

**A2：以下の要件をすべて満たす場合、退職後も引き続き出産育児一時金の支給を受けることができます。**

- ①退職日までに継続した1年以上の被保険者期間があること（※）
- ②資格喪失日から6か月以内の出産であること

（※）継続した1年に任意継続、国・地方共済組合、国民健康保険、日雇特例被保険者の加入期間は含めません。

なお、資格喪失後の給付は被保険者であった人の出産が対象となり、資格喪失後の被扶養者の出産は支給の対象となりません。

また、被保険者であった人が資格喪失後に配偶者の被扶養者となる場合など、双方の資格で受給要件を満たす場合がありますが、この場合はどちらか選択した資格で給付を受けることとなります。

Q3：海外で出産した場合は支給対象となるのか。

**A3：対象になります。**

本給付は出産場所を問わず、分娩という事実に対し支給を行うものになるので、支給対象となります。ただし、海外の分娩機関は産科医療補償制度の対象外になるので支給額は404,000円になります。また、出産した国が発行する出産証明書とその翻訳文が必要になります。

# 傷病手当金について（概要）

- 傷病手当金は被保険者が療養のため4日以上休業し、その間の報酬が受けられないときに支給されるものです。
- 傷病手当金の1日あたりの支給金額は出産手当金の計算方法と同様に算定します。

## 支給条件

- 傷病手当金は以下の4つの条件がそろったときに支給されます。

### ① 業務とは関係のない傷病による休業であること

⇒業務災害、通勤災害の場合は原則、労災保険から休業補償給付を受けることになります。

### ② 仕事につけないこと（労務不能）

⇒仕事につけないとは、休業前に行っていた業務につけるか否かを療養担当医師の意見書をもとに判断します。

### ③ 連続して3日以上休業していること

⇒傷病手当金は休業した日から連続した3日間の待期期間をおき、4日目から支給されます。待期期間は3日連続して初めて完成します。なお、年次有給休暇や公休日も待期期間に算入できます。

【待期が完成しない場合】



【待期が完成する場合】



### ④ 報酬（給料）の支給がないこと

⇒ 報酬が全額支給されている間は傷病手当金は支給されません。ただし、報酬が一部支給される場合で、その額が傷病手当金の額より少ない時はその差額が傷病手当金として支給されます。

【報酬との調整の例】

・傷病手当金の支給日額が6,000円、通勤手当15,000円（月額）が全額支給している場合

⇒傷病手当金の支給日額：6,000円－（15,000円／30日）＝ 5,500円

# 傷病手当金の具体的な事務手続

## 支給期間

- ・支給期間は同一の病気やけがについて傷病手当金の支給を受け始めた日から起算して1年6か月の範囲内になります。
- ・この1年6か月は支給の実日数ではなく、暦の上で1年6か月の期間を意味します。そのため、支給を受け始めた日から1年6か月経てば、その期間の出勤・欠勤日数に関わらず、傷病手当金の支給は終了します。
- ・なお、同一の病気やけがとは医学的に同一か否かではなく、一つの病気やけがが治癒後、一定期間経過後に再発し、新たに労務不能となった場合、再度支給期間を算定します。

### 【支給期間のイメージ】



## 申請手続

- ・傷病手当金の申請書は被保険者が氏名、住所や振込口座を、医師が労務不能の証明を、事業主が出勤と賃金の支払い状況をそれぞれ記入・証明します。
- ・提出は被保険者から直接いただいても、事業主を経由してもどちらでも構いません。
- ・申請の期間は特段定めはありませんので、事業主と被保険者が相談の上、申請ください。
- ・申請の時効は2年（療養のため労務に服さなかった日ごとにその翌日から2年）になります。
- ・出勤簿・賃金台帳（写）は添付不要です。証明欄の内容で審査を行いますので、記入誤り・漏れがないかを確認のうえ、証明してください。

# 傷病手当金と他給付との調整について（参考）

- 他制度から同様の休業補償を受けられる場合は、傷病手当金が一部または全部支給停止になる場合があります。

## 出産手当金と同時に受けられるとき

### 【原則】

- ・傷病手当金と出産手当金と同時に受けられるときは、出産手当金が優先し、その間は傷病手当金が支給されません。
- ・先に傷病手当金が支給された場合は、その額は出産手当金の内払いとみなし、その額だけ出産手当金の額が調整されます。

### 【例外】

- ・ただし、傷病手当金と出産手当金の支給日額は、支給を始める日の属する月以前の12か月の平均で算出しますので、双方の給付金の支給開始月が異なる場合、給付日額も異なる場合があります。そのため、出産手当金の方が傷病手当金より少ない場合はその差額が支給されます。

## 障害厚生年金・障害手当金を受けられるとき

- ・傷病手当金の支給期間が残っていても、同様の病気やケガで障害厚生年金を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。
- ・ただし、障害厚生年金の額（同時に障害基礎年金を受ける場合はその合算額）の360分の1（日額）が傷病手当金の額より少ない場合はその差額が支給されます。
- ・厚生年金の障害手当金を受けられるようになった場合は、その日以後に仮に傷病手当金を受けた場合に、その合計額が障害手当金の額に達するまでの間、傷病手当金は支給されません。

## 老齢退職年金給付を受けられるとき

- ・資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金等）を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。
- ・ただし、老齢退職年金の額の360分の1（日額）が傷病手当金の額より少ない場合はその差額が支給されます。

## 労災保険の休業補償給付を受けられるとき

- ・労災保険の休業補償給付を受けているときに、業務外の別疾病で労務不能になった場合、疾病は異なっても双方の給付の性質がともに休業補償であることから、傷病手当金は支給されません。
- ・ただし、休業補償給付の額が傷病手当金の額より少ない場合はその差額が支給されます。

# 傷病手当金に関するよくあるご質問

Q1：傷病手当金を受給中の従業員がいるが、退職後も傷病手当金の受給可能か。

**A1：以下の要件をすべて満たす場合、1年6か月に範囲内で引き続き傷病手当金の支給を受けることができます。**

- ①退職日までに継続した1年以上の被保険者期間があること（※）
- ②資格喪失日の前日（退職日等）に、現に傷病手当金を受けているか、または受けられる状態であること
- ③同一の傷病による療養のため引き続き労務不能であること

（※）継続した1年に任意継続、国・地方共済組合、国民健康保険、日雇特例被保険者の加入期間は含めません。

Q2：傷病手当金の待期期間に公休日は含まれるのか。

**A2：公休日も待期期間に含まれます。**

ただし、療養のために労務不能であることが条件になります。

また、療養のために勤務時間中に早退し、医師の療養を受けた場合は早退した日から待期を起算します。

ただし、通常の勤務時間終了まで勤務した場合は、その翌日から待期を起算します。

Q3：出勤時の残業代が傷病手当金申請期間の給与にあがってきているが、調整はされるのか。

**A3：調整の対象にはなりません。**

ただし、残業の有無に関わらず一定の金額が残業代の代わりとして支給される場合で、かつ申請期間も当該手当金が全額支給される場合などは調整の対象になります。

Q4：調整の対象になる報酬の定義について教えてほしい。

**A4：労務の対償として受ける賃金、給料、俸給、手当及びこれらに準ずるものになります**

ここでいう報酬とは算定基礎届時に記入いただく報酬の定義と同様です。なお、臨時に受けるもの（見舞金等）や3か月を超える期間ごとに受けるものは除かれます。

## 傷病手当金に関するよくあるご質問

Q5：傷病手当金を受給していた従業員が、職場復帰したが、2週間後に再度症状が悪化し休職することになった。待期については、あらためて3日間必要になるのか。

**A5：同一の病気やケガであれば再度待期期間を取る必要はありません。**

ただし、復帰から相当期間経過し治癒したと判断した場合は、再度待期間を取るとともに、支給期間もあらためて1年6か月となります。

Q6：傷病手当金を受給し、休職している従業員の社会保険料はどうなるか。

**A6：休職していても、被保険者資格がある限り社会保険料は請求されます（免除にはなりません）。**

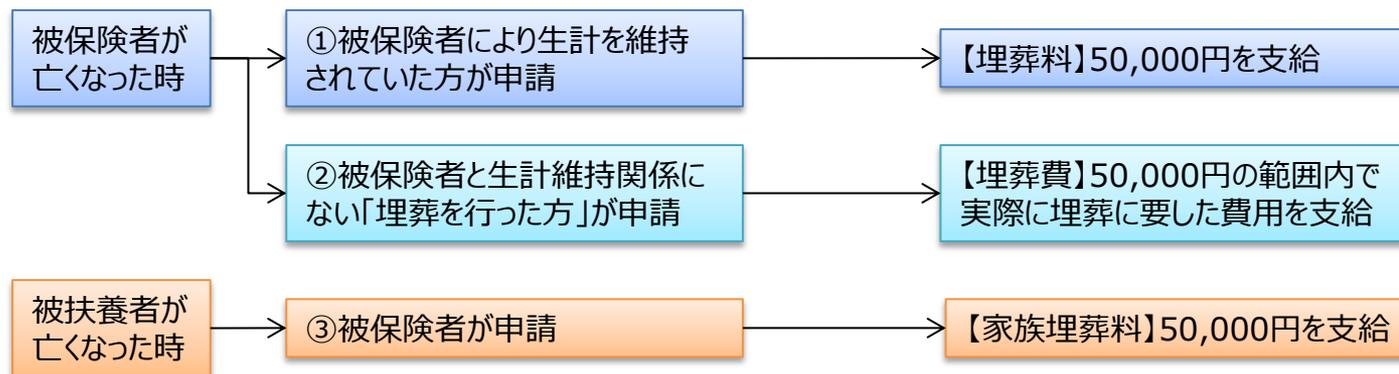
Q7：申請期間中に医療機関が変わった場合（転院等）はどのようにすればよいか。

**A7：それぞれの医療機関で証明を受けていただく必要があります。**

## **2-3. その他の保険給付等**

# 埋葬料（費）について（概要）

被保険者・被扶養者が業務外の事由により亡くなった場合、埋葬料（費）が支給されます。



## 申請手続き

- ・提出は被保険者（申請者）から直接いただいても、事業主を経由してもどちらでも構いません。
- ・申請の時効は2年（死亡した日の翌日または埋葬を行った日の翌日から2年）になります。
- ・添付書類は申請者により以下のように異なります。

<b>共通</b> (いずれかを添付)	死亡した事実が確認できる証明（書類） <ul style="list-style-type: none"><li>・事業主による申請書の所定欄への証明</li><li>・埋葬許可証または火葬許可証のコピー</li><li>・死亡診断書、死体検案書または検視調書のコピー</li><li>・亡くなった方の戸籍（除籍）謄（抄）本または住民票</li></ul>
<b>埋葬料</b>	被保険者が亡くなり被扶養者以外で生計を維持されていた方が申請 <ul style="list-style-type: none"><li>・同居が確認できる住民票</li><li>・別居の場合は、被保険者からの定期的な仕送りの事実が分かる預貯金通帳や現金書留のコピーまたは亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことが分かる領収書等</li></ul> ※被保険者が亡くなり被扶養者が申請する場合や被扶養者が亡くなり被保険者が申請する場合は不要です。
<b>埋葬費</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・領収書の原本（支払った方の氏名及び埋葬に要した費用の記載があるもの）</li><li>・埋葬に要した費用の明細書</li></ul>

## 埋葬料（費）に関するよくあるご質問

Q1：被扶養者のいる従業員（役員）が亡くなり、社葬を行った。葬儀費用は全額会社が持ったが、この場合申請者はどちらになるのか。

A1：埋葬費は埋葬料の支給を受ける者がいない場合に実際に埋葬を行った者に支給を行うものですので、本ケースでは被扶養者から埋葬料の申請をいただくことになります。

Q2：通勤途上の事故で死亡した場合、埋葬料の支給は受けられるか。

A2：通勤途上の事故により死亡した場合は、労災保険の葬祭給付を受けることになるので、健康保険から給付は行いません（業務災害も同様）。

Q3：埋葬費の「実際に埋葬に要した費用」とは、具体的にどのようなものを指すのか。

A3：埋葬に直接要した実費額になります。

実費額は祭壇一式料、火葬（埋葬）料、霊柩車代、供物代及び僧侶等への謝礼等を指します。なお、参列者の接待費用（飲食代）は含みません。

Q4：病気により退職した従業員が、退職の1か月後に亡くなった。埋葬料の請求は可能か。

A4：被保険者が資格喪失後に亡くなり、以下のいずれかに該当する場合は、埋葬料（費）が支給されます。

- ①資格喪失後3か月以内に亡くなった時
- ②資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなった時
- ③②の継続給付を受けなくなってから3か月以内に亡くなった時

また、被保険者であった人が資格喪失後に国民健康保険に加入するなど、双方の資格で受給要件を満たす場合がありますが、この場合はどちらか選択した資格で給付を受けることになります。

※ 被保険者の資格喪失後、被扶養者であったご家族が亡くなくても、家族埋葬料は支給されません。

## 高額な医療費を支払ったとき

### （高額療養費）

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。ほか、毎年8月から翌年7月までにかかった医療と介護の自己負担額の合計が基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する高額介護合算療養費という給付もあります。

## 医療費が高額になりそうなき

### （限度額適用認定証）

医療費が高額になった際は高額療養費により、自己負担限度額を超えた額の払い戻しを後日申請により受けられます。

しかし一時的な支払は家計の負担になります。そのため、医療費が高額になりそうな時は、事前に限度額適用認定証の交付申請を行い、医療機関の窓口で認定証の提示を行うことで、窓口での支払金額が自己負担限度額までとすることができます。

## 医療費の全額を負担したとき

### （療養費）

健康保険では、保険医療機関の窓口で保険証を提示して診療を受ける現物給付が原則ですが、やむを得ない事情で現物給付を受けることができないときや、治療のために装具が必要になったときなどは、かかった医療費の全額を一時立替払いし、あとで請求して療養費（被扶養者の場合は家族療養費）として、保険負担分の払い戻しを受けることができます。

## 海外で急な病気の治療を受けたとき

### （海外療養費）

海外療養費制度は、海外旅行中や海外赴任中に急な病気やけがなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる制度です。海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。

# 保険給付の時効と被保険者死亡後の権利の承継について

## 時効

- 健康保険の給付を受ける権利は、健康保険法の規定に基づき2年間の時効で消滅します。
- 時効の起算日については、各給付により以下のように異なりますので、申請漏れのないよう、ご注意ください。

	起算日
傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日から2年
出産手当金	出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日から2年
出産育児一時金	出産日の翌日から2年
高額療養費	診療月の翌日1日から2年
療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日から2年 ※
埋葬料（費）	死亡日（埋葬を行った日）の翌日から2年

※ 他保険者の資格喪失後受診に係る協会への療養費請求に関する時効は療養を受けた日の翌日から2年

## 権利の承継

- 健康保険の給付を受ける権利を有したまま被保険者が亡くなった場合、健康保険法では特段の定めがないため、未請求の給付金に関しては、民法の規定により相続人から請求いただくこととなります。
- 申請にあたっては、相続人であること、最先順位者であることの確認できる戸籍謄本の添付が必要です。なお、健康保険の給付金は分割して支給することができないため、最先順位者の方1名から申請いただくこととなります。

配偶者	常に相続人となる
直系卑属（子や孫）	第1順位
直系尊属（父母や祖父母）	第2順位
兄弟姉妹	第3順位

### **3. 退職後の公的医療保険について**

# 退職後は以下のいずれかの公的医療保険に加入する必要があります

退職後の医療保険には、次の3種類があります。毎月納める保険料等を比較の上選択するよう、従業員の方へご説明ください。

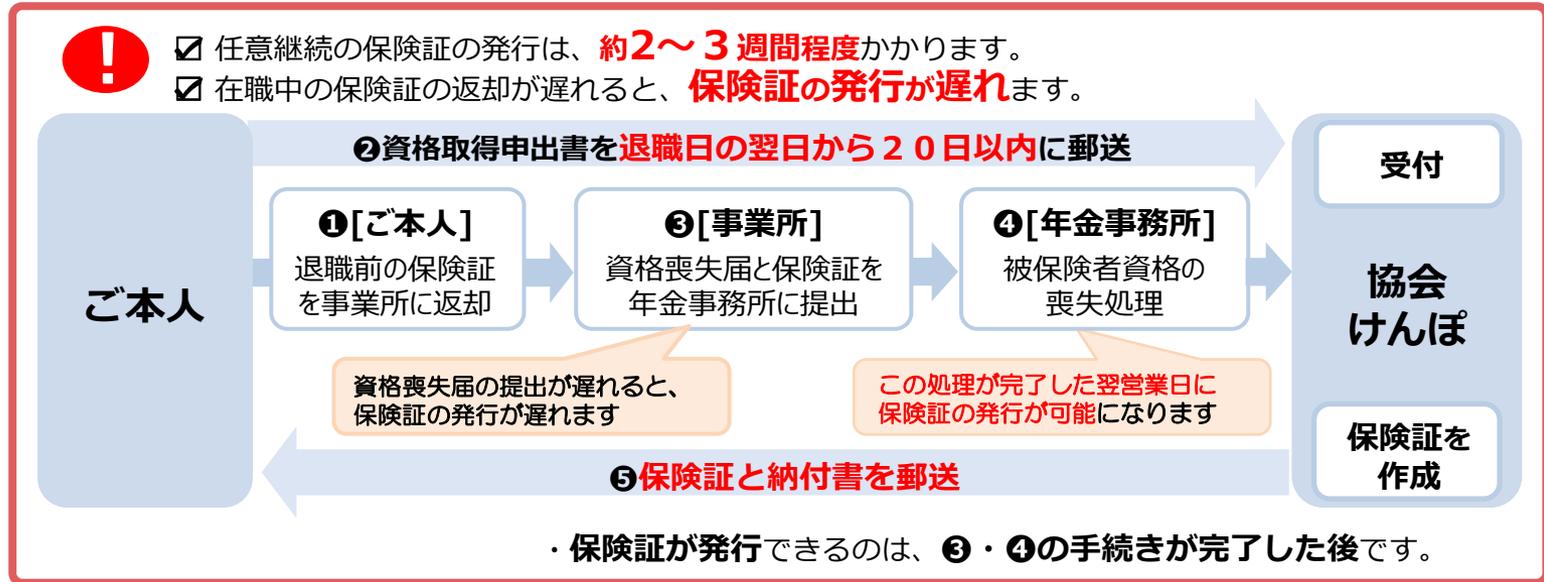
加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当窓口	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日までに被保険者期間が<b>継続して2か月以上</b>あること</li> <li>退職日の<b>翌日から20日以内</b>に手続きすること</li> </ul>	お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください	健康保険の被扶養者の条件を満たす必要があります
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職前に控除されていた保険料を<b>2倍した額</b>になります</li> <li>※お住まいの都道府県と退職前に加入していた協会けんぽの都道府県が異なる場合、2倍した額にならない場合があります</li> <li>※ただし、保険料の等級に上限があります。</li> <li><b>原則2年間変わりません</b> (保険料の上限や保険料率の変更等を除きます)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料は加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります</li> <li>お住まいの市町村によって、保険料額が異なります</li> <li><b>保険料の減免制度</b>があります</li> </ul>	被扶養者の保険料の負担はありません

## 任意継続のポイント

- 継続して2か月とは必ずしも一つの資格である必要はありません。ただし、この2か月に任意継続、国民健康保険、共済組合の加入期間は算入できないのでご注意ください。
- 平成30年度の保険料の等級（標準報酬月額）の上限は28万円、平成31年度は30万円です。
- 任意継続の保険料は資格取得年月日の属する月から納付が必要になります。
- 毎月の保険料の納付義務者は被保険者になります。納付期限までにご納付がないと任意継続の資格を喪失します。
- 傷病手当金及び出産手当金を除き、在職時と同様の給付を受けることができます。

## 任意継続保険証の発行の流れ（ご参考）

- 任意継続の保険証は在職時の健康保険の資格喪失日が協会けんぽで確認できてから作成いたします。
- 事業所の事務担当者の皆様におかれましては、退職日当日に保険証を回収の上、速やかに資格喪失届を年金事務所へご提出いただくよう、お願いします。



### 任意継続セットをご利用ください

- 従業員の皆さまからご相談があった際にご活用いただけるよう、協会けんぽでは任意継続の申込書や各種ご案内、提出用封筒がセットになった「任意継続セット」をご用意しております。
- お電話で必要部数をお伝えいただければ、事業所様宛に送付しますので、お気軽にご用命ください。

### コーヒーフレイク

- 退職後に国民健康保険に加入する場合、在職時の健康保険の資格喪失日が確認できる書類の提出が必要です。そのため、国民健康保険に加入する旨の相談を受けた場合は、「健康保険 資格喪失連絡票※」を退職時に従業員の方へ交付いただくよう、お願いします（任意継続の場合は不要です）。※ 様式は各自治体のHPに記載されている場合があります。
- 退職と同時に厚生年金保険の資格も喪失します。従業員の方が60歳未満の場合は国民年金の種別変更の手続きが必要です。

# 任意継続資格取得時の被扶養者認定に係る添付書類について

○ 健康保険の被扶養者として認定を受けるには、法令で定められた被扶養者としての条件を満たしている必要があります。

○ 任意継続においても、加入時に当該要件を満たしているか客観的に確認できる以下の書類を添付いただきます。

※ 在職時から引き続き認定を受けようとする方は一部書類の添付が省略できます。

## 添付書類について

	在職時から引き続き扶養家族となる場合	任意継続加入時に新たに扶養家族となる場合
被保険者と同居している場合	<p>①収入が確認できる書類 ⇒所得証明書、非課税証明書 など</p>	<p>①身分関係（続柄）を証明する書類 ⇒戸籍謄（抄）本または続柄の記載された世帯全員の住民票（住民票は被保険者が世帯主である場合に限る）</p> <p>②収入が確認できる書類 ⇒所得証明書、非課税証明書 など</p> <p>③同居が確認できる書類 ⇒世帯全員の住民票</p>
被保険者と別居している場合	<p>①収入が確認できる書類 ⇒所得証明書、非課税証明書 など</p> <p>②仕送りが確認できる書類 ⇒振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控え（写し）</p>	<p>①身分関係（続柄）を証明する書類 ⇒戸籍謄（抄）本または続柄の記載された世帯全員の住民票（住民票は被保険者が世帯主である場合に限る）</p> <p>②収入が確認できる書類 ⇒所得証明書、非課税証明書 など</p> <p>③仕送りが確認できる書類 ⇒振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控え（写し）</p>

※「収入が確認できる書類」は認定を受けようとする方が16歳未満の場合、添付を省略できます。

※「仕送りが確認できる書類」は認定を受けようとする方が16歳未満または16歳以上の学生の場合、添付を省略できます。

# 全国健康保険協会(協会けんぽ)の任意継続被保険者の方の保険料額

(平成31年4月分～)

(兵庫県)

(単位:円)

標準報酬 等級	標準報酬 月額	報酬月額	健康保険料	
			介護保険第2号被保険者 に該当しない場合	介護保険第2号被保険者 に該当する場合
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	6,884円
2	68,000	63,000～	63,000	8,071円
3	78,000	73,000～	73,000	9,258円
4	88,000	83,000～	83,000	10,445円
5	98,000	93,000～	93,000	11,632円
6	104,000	101,000～	101,000	12,344円
7	110,000	107,000～	107,000	13,057円
8	118,000	114,000～	114,000	13,965円
9	126,000	122,000～	122,000	14,966円
10	134,000	130,000～	130,000	15,967円
11	142,000	138,000～	138,000	16,855円
12	150,000	146,000～	146,000	17,805円
13	160,000	155,000～	155,000	18,992円
14	170,000	165,000～	165,000	20,179円
15	180,000	175,000～	175,000	21,366円
16	190,000	185,000～	185,000	22,553円
17	200,000	195,000～	195,000	23,740円
18	220,000	210,000～	210,000	26,114円
19	240,000	230,000～	230,000	28,488円
20	260,000	250,000～	250,000	30,862円
21	280,000	270,000～	270,000	33,236円
22	300,000	290,000～	290,000	35,610円

◆平成31年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、300,000円です。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.14%)に介護保険料率(1.73%)が加わります。

◆健康保険料率のうち、6.63%は加入者の皆さまのための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.51%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

## 《保険料の納付方法について》

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

- ◇ 口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替(毎月1日)することができます。
- ◇ 前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

【一定期間分】6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分

12ヵ月分：4月分～翌年3月分

Q 1 : 退職後フリーランスになる予定の従業員は任意継続に加入できるか。

**A1 : できます。**

任意継続の加入条件（①20日以内の手続き、②継続した2か月の被保険者期間）を満たしていれば、資格喪失後の収入や就労の有無は問いません。

Q2 : 任意継続に一度加入すると2年間は辞められないのか。

**A2 : 任意継続の加入期間は最長で2年間ですが、以下の事由に該当した場合、2年以内であっても資格を喪失します。**

- ① : 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ② : 健康保険、船員保険、共済組合の被保険者（組合員）になったとき
- ③ : 後期高齢者医療の被保険者（75歳）になったとき
- ④ : 死亡したとき

Q3 : 任意継続と国保はどちらがオトクなのか。

**A3 : お客様ごとに異なります。**

受けられる保険給付の内容はほぼ同様ですので、毎月の保険料を必ず比較のうえ、手続きいただくよう、従業員の皆様へご案内願います。一度、任意継続に加入し、納付いただいた保険料は国民健康保険に移るという理由で還付できませんのでご注意ください。

（ポイント）

- ・在職時の給与が高い方は任意継続の方が保険料が安くなる方が多いです（上限があるため）。
- ・解雇、雇い止めなどにより離職した方は国民健康保険の減免が受けられる可能性があります。
- ・在職時から高額療養費を長期（年3回以上）受けている方は任意継続の方が有利な場合があります。

## 4. 協会けんぽからのお知らせ

# 健康保険に関する届書の手続き先について

健康保険に関する申請書は、種類によって提出先が分かれています。各申請書はホームページからダウンロード・印刷することができます。

## ご提出先

〒651-8512

### 全国健康保険協会 兵庫支部

【個別郵便番号 〒651-8512】を記入した場合、住所の記入を省略できます。

(住所：神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST)

- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書
- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受領証交付申請書
- 第三者等の行為による傷病届
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 生活習慣病予防健診申込書
- 特定健康診査受診券申請書
- 埋葬料（費）支給申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者（異動）届

## ホームページ



## ご提出先

〒651-8514

### 日本年金機構兵庫事務センター

【個別郵便番号 〒651-8514】を記入した場合、住所の記入を省略できます。

※郵送専用の窓口です。ご相談は年金事務所へ

- 被保険者資格取得届
- 健康保険被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）
- 被保険者住所変更届
- 被保険者氏名変更（訂正）届
- 年金手帳再交付申請書
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 産前産後休業取得者申出書
- 育児休業等取得者申出書（新規・延長）
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 被保険者資格喪失届
- 健康保険被保険者証回収不能・減失届
- 新規適用届
- 事業所関係変更（訂正）届
- 適用事業所所在地・名称変更（訂正）届

## ホームページ



- 従業員の新採用
- 変更・訂正
- 再交付
- 給与・賞与
- 病気・けが入院等
- 出産・育児休業
- 健康診断
- 退職・死亡
- 退職後
- 事業所に  
関するもの

# 届書・申請書作成支援サービスのご案内

協会けんぽでは、申請書を簡単かつ効率的に作成できるサービスを実施しています。  
まだご利用されていない事業所様は、ぜひこの機会にお試しいただきますようお願いいたします。

## サービスの特徴

- ① 入力可能なPDFファイルをホームページにて提供しています。  
ホームページの画面上で項目を入力し印刷することができます。
- ② 各記入項目の説明を参照しながら入力できます。
- ③ 記入漏れや記入誤り等自動でチェックし、お知らせします。
- ④ 記入漏れ・記入誤りによる再提出の手間が少なくなります。

## ご利用の手順

協会けんぽのホームページから、(入力用) PDFファイルをダウンロード

必要項目を入力し、印刷

手書きする項目を記入し、押印

協会けんぽ支部へ郵送

○ サービス対象の申請書および動作環境等の詳細については、協会けんぽホームページ (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) をご参照ください。  
○ PDFファイルを表示するためには、「Adobe Reader」(無償)が必要です。※「Adobe Reader」はアドビシステムズ社の商標です。



## 郵送による申請書の提出にご協力ください

協会けんぽの申請書はすべて郵送でご提出できます。窓口は混雑状況により、お待ちいただく場合がありますので、申請書の提出は、便利でスムーズな郵送をおすすめしております。

### ■ 郵送先

〒651-8512

全国健康保険協会 兵庫支部 行

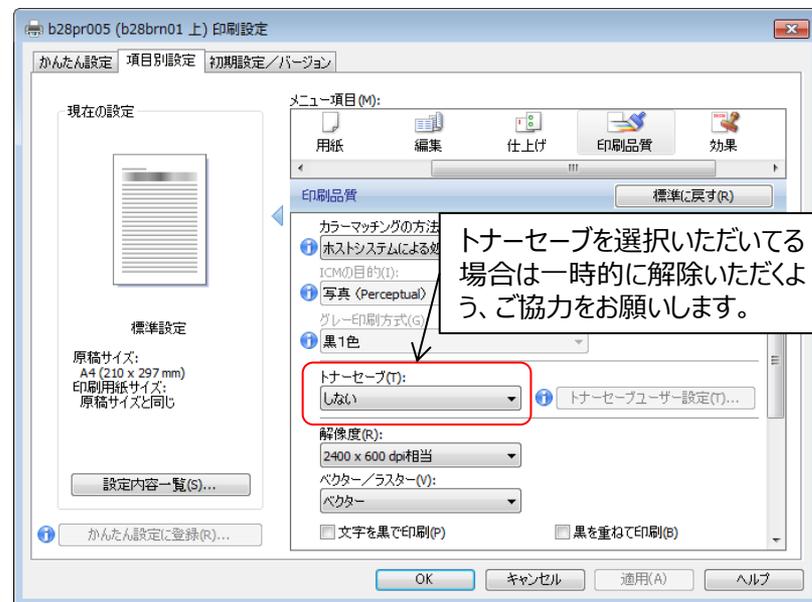
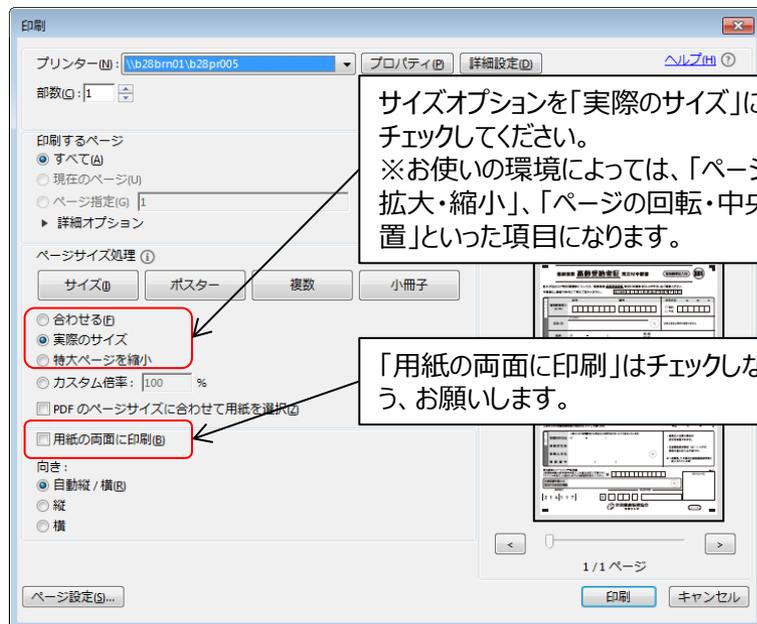
※個別郵便番号のため、住所の記入が省略できます！

# 申請書の印刷についてのお願い

- 協会けんぽでは、加入者・事業主の皆様からいただいた申請書について、事務処理を迅速に行うためにスキャナーを使用して読み込みを行い、審査業務の効率化を図っております。
- そのため、申請書のサイズが異なる場合や印刷濃度が薄い場合などは、スキャナーで読み込みが正しくできず、審査業務が遅れる場合があります。加入者の皆様には以下の点について、ご協力をお願いします。

- ① 片面で印刷いただきますよう、お願いします
- ② 印刷の際のプリンターの設定は、拡大・縮小、中央配置の設定を「実際のサイズ」にさせていただきよう、お願いします
- ③ かすれなどにより申請書の印字が不鮮明になることを防ぐため、トナー、インクの設定は通常設定で印刷いただくよう、お願いします。
- ④ かすれなどにより申請書の印字が不鮮明になることを防ぐため、申請書はコピー機などによる複写使用はお控え下さい

## 【印刷時のプリンター設定について】



※ 記載のプリンター設定画面は一例です。お使いのパソコンの種類によって、設定画面は異なります。

# 協会けんぽにおけるマイナンバーの取扱いについて

- マイナンバーを活用して、国や地方自治体が行政手続きに必要な個人情報をやり取りする制度が試行運用を経て、平成29年11月から本格開始しました。
- 協会けんぽについても、以下の申請についてマイナンバーを記載いただくと、（非）課税証明書の添付が不要になります。

## 対象の申請について

- ・マイナンバーを活用した情報連携により、（非）課税証明書を省略できる申請は以下のとおりです。
- ・ただし、①～④のうち、診療月（②は基準日）が平成29年7月以前分の申請については、マイナンバーによる情報連携が利用できないため、引き続き（非）課税証明書の添付が必要です。

- ① 高額療養費 ② 高額介護合算療養費 ③ 入院時食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 入院時生活療養標準負担額の減額申請 ⑤ 基準収入額適用申請 ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

※ ①～⑥以外の申請書にもマイナンバー記入欄を設けておりますが、保険証の記号・番号をご記載いただければ、マイナンバーの記入は不要です（任意継続被保険者に係る被扶養者（異動）届を除く）。



## 申請手続きの方法

①～⑥の申請書のマイナンバー欄に被保険者のマイナンバーを記入し、「本人確認書類貼付台紙・マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」の裏面に本人確認書類を糊付けし、表面を記入、押印のうえ、申請書と一緒に提出してください。

### マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合

マイナンバーカードの表面・裏面の両方のコピーを添付ください。  
※表面（写真のある面）が身元確認書類、裏面が番号確認書類となります。

### マイナンバーカードをお持ちでない場合

≪①番号確認書類≫ (i) マイナンバーの通知カードのコピー  
(ii) 住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの）  
(iii) 住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）

≪②身元確認書類≫ (A) 運転免許証のコピー  
(B) パスポート（顔写真のあるページ）のコピー  
(C) その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

※ (i) ~ (iii) のうち1点と (A) ~ (C) のうち1点、合計2点が必要です。

**最後までご清聴いただきありがとうございます**  
**～各種申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます～**

協会けんぽ

検索

Click!



**お役立ち情報満載の兵庫支部メルマガ配信中**  
**ぜひこの機会にご登録ください >>>**

